

長野県宝の指定について(案)

文化財・生涯学習課

文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第4条第1項の規定により、下記のとおり長野県宝に指定するものとする。

記

名 称	員 数	所 在 地	所有者の住所及び氏名又は名称
村松の宝篋印塔 <small>きょう</small>	2 基	小県郡青木村大字村松字生地 1972 番 11	小県郡青木村大字村松字生地 村松区
園原家住宅主屋、 馬屋、神殿（本殿 上屋）及び本殿	4 棟	木曾郡南木曾町読書 3456 番地	愛知県知多市日長台 360 番地 園原 大進

長野県宝等候補物件調査票

- 1、種別 歴史資料
- 2、名称 村松の宝篋印塔 2基
- 3、所在地 長野県小県郡青木村大字村松字生地 1972 番 11
- 4、所有者の住所及び名称 小県郡青木村大字村松字生地 村松区
- 5、管理者の住所及び名称 同上

6、報告

(1) 宝篋印塔の立地環境

[浦野庄村松郷]

青木村大字村松は、上田市から松本市に通じる国道一四三号線沿にあり、村松の表示板から北にのぼった崖錐地形の傾斜地にある。北と西に山あり、東と南に地さがりになり、旧東山道と浦野川を望む立地条件にある。東と南からの太陽をよく受け、西側には小高い山稜によって西日を遮っている。「屋敷構えは東南地さがりにして、北西地高く日当たり能事を専一とずべし」という『百姓伝記』の記述が適任の地域である。東南地さがりの斜面の中段付近に覆屋が建てられ、なかに宝篋印塔二基が南面して並べられている。

銘文に貞治四年（一三六五）に「浦野庄内村松藤次郎在家」とあるように当該地は浦野庄内村松に属していた。天正六年（一五七八）上諏訪造営帳にも「小県郡浦野庄・・・村松郷 四貫百廿文 代官 小山甚三」とあり、浦野庄内村松郷とよばれた。

[領主の変遷]

浦野庄は文治三年当時「日吉社領」（吾妻鏡）とあり、浦野川左岸馬越小字山王の地名がのこり、青木村大字殿戸字神門の日吉神社の旧社地と伝承する。庄園内は、浦野（馬越）・中狭（なかばさみ）・田沢・当郷（塩原）・村松・夫神（おがみ）・奈良本・塩原（当郷）・殿戸・馬越（浦野）・越戸（高津・こうど）が含まれると考えられる（『上田市誌 歴史編』）。

隣接する青木村当郷にある大法寺に所蔵される康暦二年（一三八〇）の鰐口銘に「奉施入山王宮鰐口 願主大工四郎 光宗」とある。日吉大社の末社として山王神社が勧請され、延暦寺日吉社とのつながりが14世紀までは残存していたことがわかる。

庄内奈良本から沓掛を経て保福寺峠をこえると筑摩郡岡田郷・国府に通じ、当地から東に進むと国分寺から海野庄をへて上野国境に通じ、旧東山道が通過し交通路の要衝である。

室町時代に入ると、「守矢満実書留」文明三年（一四七一）三月十五日条に「塩原美濃守幸宗被勤仕候、引物一貫、茶二斤、神大夫二百」とある。青木村当郷は、鎌倉時代に

は塩原牧と呼ばれ左馬寮領であったが、室町期には塩原郷となり塩原美濃守幸宗が当知行人となっていた。

『神使御頭之日記』天文一九年（一五五〇）正月条に「浦野三頭分」として「一塩原一田沢 一奈良本 是三頭福沢方知行以来不被勤候」とあり、浦野庄が村上方の福沢氏が知行するようになると、諏訪社頭役を勤仕しなくなったことがわかる。

村松郷には、宝篋印塔の北西方に「殿屋敷」「とのやしき」「上横城」と伝承される地籍（小字西才沢の南方部分）がある。村松の観音堂にある木造千手観音像は明治21年廃寺となった昌法寺にあったといい、昌法寺は慶長七年（一六〇二）小山田壱岐守茂誠の開基であることが享保八年の由緒書にある。織豊期、真田信繁の姉で、真田昌幸の長女が村松殿と号した。小山田壱岐守茂誠（しげこと）の室となった。「山田采女家文書」に「むら松さま」宛の真田信之書状・「むらまつへ」「壱岐守殿」宛の信繁書状が残る（『信濃史料』22-6・13・32）。慶長一六年（一六一一）大坂夏の陣での緊迫した状況が知られる貴重な史料群となっている（『戦国大名閨閥事典第一巻』新人物往来社一九九六）。これらから、この村松屋敷は、真田昌幸の女・小山田茂誠室の屋敷跡と考えられている（「村松の館跡」『青木村誌』歴史編）。

なお、村松郷は、天正十八年（一五九〇）十二月晦日真田昌幸宛行状には「小山田平三」に「蔵納として村松之郷三百文を相渡し候、猶お明所出来のうえは一所これを進むべく候」とある（小山田文書 信濃史料17-218）。あきらかに、真田昌幸から小山田平三に知行地として村松郷の年貢分から三百文を御蔵方から支給されていたことがわかる。したがって、村松殿の知行地や屋敷跡が村松郷にあった可能性は高いといえよう。発掘調査などの検討課題になろう。

（2）遺物資料の特色

〔宝篋印塔〕

東塔（右塔）・西塔（左塔）ともに相輪部分（伏鉢・請花・九輪・請花・宝珠）が欠けている。石材は焼石の安山岩で鼠色と茶色の石材を交互にもちいている。笠（屋蓋）・塔身・基礎・基壇から成っている。笠（屋蓋）は別石二段にわけ、露盤と三壇部分と隅飾り部分に分ける。基礎部分も別石二段にわけ、二壇部分と格狭間とに区分している。基壇部分も別石二段で反花座と基壇に区分している。

〔東塔の別石二段造り〕

東塔は総高131.9センチで基壇部分に銘文をもつ。西塔は総高127.2センチで無銘である。石材の活用方法、鼠色と茶色の石材の利用法、笠・基礎・基壇の分割法などが、東塔と西塔では共通しており、ほぼ同位置時期に、同一系統の石工集団による製作と考えられる。

まず、東塔の笠（屋蓋）は、露盤と三壇部分が鼠色の安産岩（焼石）で21.1センチ、隅飾りと三壇部分は茶褐色で20.9である。笠は別石二段づくりで、42.1センチとなる。中央に直径34.2センチ、深さ14.6センチの空洞部分をつくっている。宝篋印陀羅尼経などを奉納するためのものと考えられる。

塔身は、28センチで、表面を二重輪郭で掘り下げ、中央に胎蔵界大日の種字アを四面に薬研堀で彫り込む。鼠色の焼石である。

基礎は、別石二段づくりで、二壇部分が8センチ、格狭間部分が17センチで、計25

センチとなる。両者とも茶褐色の安山岩（焼石）である。格狭間の文様が3つの弧を描いているのが特徴とされる。

基壇も別石二段づくりで、複弁蓮華文の反花座が鼠色の焼石で16センチ、銘文の刻まれた側石は茶褐色の焼石で21センチである。

[彩色石材の交互配置]

本資料の宝篋印塔の石材は、安山岩（焼石）ではあるが、鼠色石材と茶褐色石材とが交互に配置された別石二段づくりを特徴としている。あきらかに石工の意図的な配置と考えざるを得ない。焼石の色彩による装飾性を示すとともに、陀羅尼経を奉納した仏塔としての荘厳美を追求したものといえよう。類例がきわめて少ない遺物として特筆される。

[寄進状の銘文]

基壇の銘文は、正面部分に十行にわたって五一文字が彫られている。

奉奇進 善福寺 田畠事 右奇進田地 者浦野庄内 村松藤次郎 入道在家三分 二田
三畝奇進如件 貞治四年十二月 十日 沙弥朝阿

さらに右側の側面には追刻で二行七文字が彫られる。

沓城氏 正津多氏

通例の石塔の銘文は、造立者によって造立趣旨と年月日を刻む造立銘といわれるものが一般的である。しかし、本資料は、貞治四年（一三六五）田畠在家の寄進文を石に刻印したもので、石に刻まれた寄進状であり、類例がきわめて少ない、県内では唯一の事例である。

[両塔の特徴]

東塔・西塔ともに、基壇部分を二段にわけて反花座と格狭間や無紋の座とする方式は、関東式宝篋印塔といわれ（県敏夫）、本史料も二基とも典型的な関東式宝篋印塔である。

しかも両基ともに笠（屋蓋）・基礎・基壇ともに別石二段づくりの技法も同一であり、鼠色と茶褐色の焼け石（安山岩）を石材に利用し、交互に配置して装飾性・荘厳性をつくりだしている。しかも塔身部分の梵字は、東塔が胎蔵界大日如来の種字「ア」、西塔は金剛界大日如来の種字「バン」を薬研彫で丁寧に仕上げている。これは、「両塔で金剛界・胎蔵界二界の理智不二を具現したと考えられる」とする田岡香逸・福澤邦夫らの指摘は重要である。

おそらく、両塔は、同世代の時期差をもって造立されたとはいえ、同一石工によるもので願主も夫婦か同族によるものと推測される。しかも、両塔の一对性が保持されながら、世代を超えて今日まで相伝されてきたのは、地元住民の文化財保護活動の賜物といわなければならない。この宝篋印塔は二塔でひとつの歴史的世界を形成してきたのである。その点からも、今回県宝指定とする宝篋印塔は、貞治四年（一三六五）在銘と無名の宝篋印塔二基とすることが相当である。

（3）彩色石の宝篋印塔について

[彩色石材による荘厳性]

本資料の石材が、茶褐色と鼠色の石材を交互に配して宝篋印塔としていることについては、疑義を呈する意見があった。この点について全国類例の中で検討しようとしたのが、田岡香逸・福澤邦夫らである。両氏によると「塔の正面が材質の色を変えて構成される」のは、「造立者または石大工により意図的に造られたとしか思えない」とする。その理由については「五輪塔に五色を配する思想に起因するかと考えられる」として、類例として和

歌山県海草郡下津町の鎌倉後期・藤白峠宝篋印塔が、花崗岩・緑泥片岩・砂岩で構成される事例。大分県から岡山県に分布する顔料によって彩色された宝篋印塔（藤沢一夫「彩色宝篋印石塔」『考古学』六巻一号 一九三五）の事例、などをあげ「彩石宝篋印塔」と命名している。また、別石二段づくりと連弁反花座の技法は天竜川最下流の駿河地方にも分布すると指摘している（田岡香逸・福澤邦夫「信濃善光寺平所在の特異な宝篋印塔調査報告」『民俗文化』五一〇号号外 二〇〇六）。

〔宝篋印陀羅尼経の奉納〕

近年、七世紀後半から九世紀後半にかけて奈良仏教の浸透とともに地方の発掘調査で瓦塔の出土例が多くなっている。八世紀前半には『仏頂尊勝陀羅尼経』が国内で流布しており、「陀羅尼を書写し高幢の上あるいは高山に安んじ、或は楼上に安んじ、乃至卒塔波中に安置す」との教典にもとづいて瓦塔が集落の入口や見晴らしのよい丘陵頂部に安置された事例が多いことが指摘されている（井原今朝男『史実 中世仏教第一巻』興山舎 二〇一一 二五二頁）。

中世仏塔としての宝篋印塔は、鎌倉時代以降とされ、その造立は江戸時代や近現代にまで及ぶ。文献史料では、『兵範記』仁平三年閏十二月十八日条に「入道知足院において千日講を修せられ結願す・・・五寸塔婆千基（其の中に宝篋印陀羅尼経各一卷を籠す）、色紙法華経・・・」とあるのが初見史料である。撰閲家の藤原忠実が法華経の千日講を実施した際の結願日に、色紙法華経とならんで五寸の小塔千基を造立した。その中に宝篋印陀羅尼経一卷を各一基ずつに書写して奉納したという。宝篋印陀羅尼経によれば、この教典を書写し塔中におけば、一切如来の金剛蔵の卒塔婆となり、この塔に一香・一華を供え礼拝供養すれば、生死重罪が消滅して災害を遁れ極楽に転生するという功德が説かれた。

したがって、中世仏塔として宝篋印塔を造立し、宝篋印陀羅尼経を安置し、上野国から浦野庄を抜けて信濃国府から京都にむかう街道筋を望む見晴らしのよい丘陵の中央部に造立したものとみてまちがいない。鼠色と茶褐色の石材を交互に配することで、街道筋の通行人にも目立つことになったと想定される。それによって、宝篋印陀羅尼の御利益が波及し、衆生安穩を祈願することが造立趣旨であったと考えられる。

（４）石に刻まれた寄進状

〔村松は姓名でなく地名〕

銘文については、貞治四年（一三六五）「浦野庄内の村松藤次郎入道なるものが在家三分の二・田三畝を善福寺に寄進したことが刻されている」と理解され、『長野県の地名』（平凡社一九七九 二七二頁）にとられている。平成6年刊行の『青木村誌 民俗編文化財編』には「廃善福寺宝篋印塔（東塔）」「廃善福寺宝篋印塔（西塔）」として採寸し「南北朝時代初期の関東様式をそなえた雄大な古塔」「村松氏の存在を証する貴重な文化財である」と取り上げている。

しかし、これらの通説は誤解であり、村松は姓名ではなく地名であり、藤次郎入道が在家・田を善福寺に寄進した者ではなく、沙弥朝宗が寄進主体である。

〔藤次郎入道は寄進者でなく作人〕

まず、藤次郎入道は、在家の作人である。鎌倉時代から南北朝時代にかけて、「藤入道在家田六段」（信濃史料4-112）・「安藤太在家・田一丁一反」（信濃史料4-451）・「宗大夫田在家」（同4-185）・「宗二郎入道在家田畠」（同5-372）などとあるように

在家の前に人名を付けて呼ばれる事例が多い。こうした人名の在家については、「弥熊の作を加ふる定」（４－１８５）・「源藤三入道本作也」（５－１０９）と同義語として使用されている。したがって、在家の人名は作人を指すことが指摘されている（『長野県史 通史編 1』一九八六 三五四頁）。在家の作人は、領主が在家を寄進したり売却しても、その身分と役割は変更されることはなかった。たとえば、高野山文書の頼胤田地寄進状案（鎌倉遺文 25083）には官省符荘下方大谷村字長田にあった田地一段には「懈怠なくば作人は永代相違あるべからず」と記されている。

[寄進主体は沙弥朝阿]

したがって、銘文の内容は貞治四年（一三六五）浦野庄内村松郷において藤次郎入道が作人をしている在家の収穫物の三分一と田一畝の年貢分を沙弥朝阿が善福寺に寄進したという意味で、寄進主体は沙弥朝阿である。

「沙弥朝阿が貞治四年に信濃国浦野庄内村松藤次郎入道の在家三分一と田三畝を善福寺に寄進したもの」（『展示図録 中世寺院の姿とくらし』国立歴史民俗博物館 二〇〇二 八二頁）ということになる。

[善福寺の所在について]

これまで善福寺については、「善福寺の所在は現在あきらかでないが、この宝篋印から北二町に寺屋敷・観音堂の地名があり、その近くに大門通などの小字があることから推して、中世この辺にあったと想像される」（『長野県の地名 村松郷』 218頁）という見解が通説になっている。そのため、村松郷に所在した善福寺が廃寺になったとして「廃善福寺宝篋印塔」などと呼ばれてきた。

他方、『青木村誌 歴史編上』は「東部町の城の前団地のすぐ東南に続いて「善福寺（大字加沢）・善福寺（大字田中）・前福寺」の三つの小字と「大門崎」と併せて四つの小字がかたまっている」として「現東部町加沢にある善福寺ではなかろうか」（一七七頁）との新説を提起している。

両説の中で、どちらの信憑性が高いか検討しておこう。銘文にみえる善福寺は南北朝時代の一三六五年当時に存在した寺院であって、郷内寺院とばかり想定することは無理がある。むしろ、村松郷の田・在家を所有する領主のひとりである沙弥朝阿が菩提を訪ふために供養料を善福寺に寄進したもので、武士の菩提寺・祈願寺に相当するものと想定する必要がある。そのため、中世古文書の中に同時代の善福寺の所在を探る必要がある。

[禰津田中郷善福寺]

『信濃史料』下屋文書の永享九年（一四三七）十一月八日下屋伊勢証文（信濃史料 8-98）には「ねつのせんふくし大覚坊、下やの淡路殿と相論の事」とある。小県郡禰津に善福寺があり、大覚坊という院坊があったことがわかる。さらに諏訪市仏法寺所蔵大般若経奥書に享徳二年（一四五三）九月二日付で「信州禰津田中郷善福寺常住 善浄坊慶導」「善福寺福泉坊永秀」らの署名がある（同 8-307）。「ねつのせんふくし大覚坊」と「禰津田中郷善福寺」は同一寺号である。したがって、南北朝時代から室町時代にかけて同じ小県郡禰津郷と田中郷が一体化して「禰津田中郷」とよばれ、その地に善福寺という寺院があり、大覚坊・善浄坊・福泉坊らの院坊を抱えていたことがわかる。

『青木村誌歴史編』がいうように大字禰津と大字田中の両者に「善福寺」の小字がある

ので、禰津郷と田中郷の両方にまたがって寺院敷地があったので「禰津田中郷善福寺」と号されたものといえよう。

[田中郷善福寺の檀那]

では、禰津郷と田中郷がなぜ一体化して呼ばれ、その地の善福寺はだれの氏寺と想定されるのか、浦野庄内村松郷と禰津田中郷善福寺とはいかなる関係があるのか、検討しなければならない。

『吾妻鏡』建久元年十一月七日頼朝上洛の御家人として「浦野太郎」がみえ、『承久兵乱記』にも「浦野次郎」がみえる。浦野庄を苗字とする浦野氏は鎌倉御家人であった。

『上田市誌 歴史編4』は、浦野氏居館を土塁の残る現在の浦里小学校敷地とし、『信州滋野氏三家系図』にもとづいて浦野氏と禰津氏は同族で滋野氏一族としている(三三頁)。

臼田文書 寛元元年(一二四三)十月六日滋野光氏譲状案(4-112)によると、滋野光氏は海野庄加納田中郷を経氏に譲与した際に「女子浦野女房に宮三入道屋敷并在家付田六段を譲与」して一期知行としている。

つまり、田中郷の領主滋野光氏の女子が浦野氏に嫁いで浦野女房と呼ばれており、田中郷の作人宮三入道の屋敷と在家付田六段を一期の間遺産分与として父から相続していたのである。ここから、すくなくとも、一三世紀半ばに浦野庄の地頭浦野氏と海野庄加納田中郷の滋野(臼田)光氏とは姻戚関係にあり、浦野氏に嫁いだ女房は田中郷内の在家付田を遺産相続して知行していたことがわかる。したがって、田中郷にあった善福寺が鎌倉期に存在していたとすれば、田中郷の地頭滋野臼田氏の菩提寺としなければならない。その後の歴史的経過を検討しよう。

海野庄加納田中郷は、延慶四年(一三一)にも滋野臼田経長が知行し、観応二年(一三五)には、足利尊氏の御教書によって浦野勘解由左衛門尉が禰津孫次郎宗貞とともに使節遵行の両使に任じられ、金沢称名寺領信濃大田庄大蔵郷をめぐる島津・高梨能登守らの乱妨停止のために下地の付沙汰を命じられている(金沢文庫文書 6-93)。大塔物語にも「浦野式部丞」がみえる。

こうなれば、室町幕府の両使として浦野勘解由左衛門尉と禰津孫次郎宗貞とが水内郡大田庄大蔵郷(長野市豊野町)で共同行動をとっていた観応二年(一三五)からわずか十四年後に浦野庄内村松郷で宝篋印塔が造立されたことになる。貞治四年(一三六五)当時の浦野庄内村松郷の銘文にみえる善福寺の関係者は、浦野勘解由左衛門尉と禰津宗貞の同世代か子息の時代とみてまちがいない。

[浦野氏の禰津田中郷代官]

さらに浦野氏と禰津郷・田中郷との一体性が室町時代には一層顕著になる。応永三年(一四二五)にも臼田定勝は田中郷惣領職と田在家や武蔵国師岡保小帷郷田在家を孫の貞氏に譲与している(臼田文書 7-365)。この田中郷の地頭臼田氏は浦野・海野・真田・矢澤・禰津などとともにもいずれも滋野氏一門の出身で同族意識をもっていた。

『諏訪御符礼之古書』によると、寛正五年(一四六四)御射山祭下増頭役について「禰津田中 代官浦野駿河守直貞」が勤仕している。文明二年(一四七〇)五月会宮頭役は「田中 禰津知行 代官浦野駿河守直貞」とあり、文明八年(一四七六)まで浦野直貞が代官を務めている。禰津と田中両郷は禰津氏の知行地であり、代官として浦野直貞が寛正五年(一四六四)から文明八年(一四七六)前後に両郷を管轄していたことがわか

る。まさに禰津郷と田中郷は滋野氏一門の所領で、知行主は禰津氏で、両郷ともに浦野直貞が代官をつとめていた。それによって両郷の一体性が形成されていたのである。しかも、その内部には禰津・浦野氏のほかにも滋野氏一門の臼田定勝の相続所領も併存していたことがわかる。

「守矢満実書留」文明三年（一四七一）正月朔日条には、諏訪上社神使御頭として「□県介大熊、宮付禰津殿、大県介塩原」とあり、筑摩郡大熊の地頭と、小県郡禰津と塩原の地頭と一緒に諏訪頭役を勤仕している。こうしてみれば、浦野庄の浦野・塩原氏と海野庄の滋野臼田・禰津氏とが密接な共同行動の関係は十五世紀後期までつづいていたことになる。

浦野庄村松郷と海野庄加納田中郷との一体性が中絶するのは、天文一十九年（一五五〇）に塩原・田沢・奈良本が村上氏の福沢方によって占領・知行された時である。しかし、その後真田昌幸の小県郡知行によって村松郷は真田氏の家臣小山田平三に安堵され、両者の一体性が復活することは前述した。

以上の検討から、浦野氏の所領である浦野庄内村松郷の宝篋印塔銘文にみえる善福寺は、浦野氏が代官をつとめる禰津・田中両郷にあった善福寺に相当するものとかんがえざるをえない。15世紀に入って禰津田中郷に登場する善福寺は、開善寺や太平寺などととも海野・禰津・臼田・浦野氏ら滋野氏一門の菩提寺・祈願寺であったと考えられる。禰津田中郷の善福寺が滋野臼田氏の系譜と引いた臼田氏の菩提寺か、代官浦野氏のものか、禰津氏の菩提寺・祈願寺とすべきかは、今後の史料発掘とあわせて検討課題としなければならない。いずれにせよ、田中郷の善福寺は滋野氏一門の菩提寺であったと考えられる。

[沙弥朝阿について]

作人の藤次郎は在家の収益の三分一と田三畝からの年貢を海野庄加納田中郷の禰津善福寺に納入する義務を負うことになった。寄進者は沙弥朝阿であった。したがって、朝阿が田在家の領主であり、藤次郎が作人であった。沙弥朝阿は浦野庄内村松の領主・地頭の系譜をもつものと考えられる。

では、沙弥朝阿は、浦野庄内村松郷にあった在家付田をなにゆえ田中郷善福寺に寄進したのであろうか。

鎌倉時代に御家人の所領相続では夫婦別財産制であったから、浦野氏に嫁いだ滋野経氏の女が田中郷にもっていた宮三入道在家・田は一期の知行のあと、滋野臼田氏にもどされたと考えられる。中世前期には嫁が死去した際には嫁ぎ先の墓に葬られることはなかった。むしろ、実家の菩提寺や墓に葬送されるか、第三の菩提寺が造営されてそこに葬送されるのが通例であった(拙著『史実 中世仏教第一巻』前掲書295—296頁)。しかも、鎌倉後期から南北朝期に惣領職の権限が強化されるにともなって、後家や女房の財産が夫方の家によって相伝される事例や、夫が先立った場合残された子弟を妻方の実家で養育・後見する事例(諏訪部文書)が散見されるようになる。そのため、子息が母の菩提を訪ふために母方の菩提寺に供養料を送る事例が散見される。

本史料でも、滋野氏と浦野氏の間で世代を超えて姻戚関係が生まれたものと考えられるから、浦野氏の子息が母の菩提を訪ふために、滋野氏の菩提寺である田中郷の善福寺に供養料として在家・田畠を寄進することは当然の事例と考えられる。

したがって、沙弥朝阿は浦野女房の子孫の年代にあたるもので、浦野氏一門とみるべきであろう。観応二年（一三五―）の浦野勘解由左衛門尉と貞治四年（一三六五）の朝阿までわずか十四年のズレにすぎない。両者が同一人物か同族関係にあったとみるべきであろう。寛正五年（一四六四）から文明八年（一四七六）前後に登場する浦野駿河守直貞は、沙弥朝阿の子孫となろう。なお、朝阿は阿弥号を称しているから、浄土宗や時衆などの念仏衆であったと考えられる。滋野氏一門の念仏宗との関係は今後の検討課題である。おそらく、海野・禰津氏一門との姻戚関係が継続しており、浦野氏の朝阿が母方の菩提寺である田中郷善福寺に供養料として在家・田の収穫物を寄進したものとみてまちがいない。

[貞治年間の宝篋印塔様式について]

興味深いのは、村松の宝篋印塔の様式について、上田市真田町の宝篋印塔との類似性が指摘されていることである。福澤邦夫「廃善福寺彩石宝篋印塔・東昌寺浦野氏宝篋印塔群」(『史跡と美術』七七三、二〇〇七)によると、基礎の側石を二区にわけ格狭間を刻んでいるが、「格狭間の三弧になる茨の形状は特異で、この時代の遺品としては類例が乏しいが、隣接する上田市真田町所在の貞治五年地藏堂宝篋印塔・貞治六年実相院宝篋印塔も同じで、いち地方色と言えよう」とする。格狭間に掘り込まれる開蓮華文の形式が、村松ものと真田町のものとがよく類似するという。

上田市真田中原の延命地藏堂の貞治五年（一三六六）宝篋印塔は「大檀那道□ 大工□□ 貞治五年丙午七月廿四日」の銘文が塔身にある。同傍陽（そえひ）字表の実相院の貞治六年（一三六七）宝篋印塔は、「貞治六年三月日 一結施衆敬白」銘がやはり塔身にある。塔身四面中央に金剛界四仏種子を陰刻（信濃史料6-455）しており、すでに県宝に指定されている。

この両塔は安曇野市明科町塔ノ原法音寺の宝篋印塔の比較基準塔として利用され、会田御厨の海野氏一族による造立説の一資料となっている（浜野安則「長野県中信地区の中世石造物」『信濃』六二― 二〇一〇）。

白田文書によれば、貞治六年三月五日には、滋野白田勘解由左衛門尉直連が海野庄内田中郷知行分を父滋野至中から譲与され、一期のあとは直連の子息鶴宮丸に譲渡するよう譲状を受けている（信濃史料6-474）。したがって、貞治年間、禰津田中郷には滋野白田至中一直連一鶴宮丸の父孫三代と禰津孫次郎宗貞らが生存していたとみられる。しかも田中郷に善福寺が多くの子院をもって宗教活動を展開していた。貞治五年・六年の真田町における宝篋印塔造立と貞治四年の青木村にある宝篋印塔の造立は同時期のもので、滋野氏一門の白田・禰津・海野氏と浦野氏の手によるものとみてまちがいない。

浦野庄内村松の貞治四年の宝篋印塔が同時期に浦野氏と推測される沙弥朝阿によって造立された。しかも、滋野氏一門と浦野氏は鎌倉後期より姻戚関係を結び、幕府の御家人として使節遵行や諏訪社頭役勤仕などで共同行動をとっていた。それゆえ、沙弥朝阿は、作人藤次郎の在家三分一と田三畝の年貢公事分を田中郷善福寺に供養料として寄進したものと見えよう。滋野氏一門と浦野氏との親戚関係を反映して、ほぼ同時期にしかも格狭間も様式を同類にした宝篋印塔を村松郷と真田地籍に造立しあっていたのである。

(5) 石刻寄進状の類例

本資料が、石造宝篋印塔として貴重な文化財であるだけでなく、寄進状という古文書が

石に刻まれている事例が県内唯一の事例であるところに特質がある。

二〇〇二年国立歴史民俗博物館が『中世寺院の姿とくらし—密教・禅僧・湯屋』（展示図録・山川出版社二〇〇四）の際、複製品を製作して展示に供した。その中で「紙以外に記された寄進状はこれまで木柱や木札に記されたものが知られていた。石に刻まれた寄進状はこれまでの報告例がなく、非常に興味深いものである・・・このような石に刻まれた寄進状は類例が少ない。わずかに千葉県市川市国分寺の宝篋印塔の刻銘に、明德四年（一三九三）十二月二六日福寿女等が田老段を寄進した事例などが知られるのみである」と指摘された。

[全国の石刻寄進状]

そのあと、石刻寄進状の存在について研究が進み、二〇〇八年福沢邦夫氏の前掲論文に記載された「表1 田畑寄進銘のある石造品」によると、全国で14例が指摘されている。それによると、奈良県2件、滋賀県5件、京都府2件、福岡県1件、兵庫県1件、大阪府1件、長野県1件、千葉県1件である。これによって、関西地方が11件と圧倒的で、畿内地域に集中しており、九州に1件、東日本では長野・千葉の2例のみである。

野口達郎氏（乃村工芸社）のご教示によって、二〇〇二年九月に群馬県吾妻郡嬭恋村今井の西窪淳氏所蔵宝塔基礎銘の事例があることを知った。「奇進社領之事、右所落土瀧下動□今宮白山権現に永代奇進申所也、子々孫々に於不可有以疑、若いき申物候ハ、権現之御ふけうた留可候、仍為後日状如件 応仁三年巳丑十一月吉日、大旦那滋野朝臣景幸、願主別当法師心秀 □郷二郎やしききえ申所也」（『群馬県史資料編8』中世4 一九八八）とある。場所は西上野であり、海野・真田など滋野氏の一帯であり、事実、村松の宝篋印塔の朝阿が浦野氏とすれば、同族の滋野氏一門ということになって興味深い。

[千葉氏・佐々木氏・滋野氏らによる石造宝篋印塔の造立]

桜井松夫「仏岩宝篋印塔銘の考察」（『信濃』四四一八 一九九二）によると、県宝指定の長門町仏岩宝篋印塔は銘文にみえる「肥前太守成阿」は千葉氏流武石弥四郎宗胤に相当することを指摘し、箱根町元箱根永仁四年宝篋印塔銘の「武石四郎左衛門尉平宗胤」と同一人とする。また「息女并日光」は、武石宗胤の妻で佐々木氏信の四女の法名月光と姉（氏信三女）に相当することを指摘している。田岡香逸「滋賀県坂田郡山東町清滝・徳源院・京極家墓所の宝篋印塔群」（『近江の石造美術』一 一九六八）によると、徳源院の佐々木京極家の永仁三年宝篋印塔銘には佐々木氏信のものであるという。したがって、長野県長門町仏岩と神奈川県箱根町と滋賀県山東町の永仁宝篋印塔はいずれも千葉氏流武石平宗胤と姻族佐々木氏信の一族による建立であることが判明した。

こうしてみると、長野県・千葉県・群馬県の宝篋印塔・宝塔の造立や石刻寄進状は千葉流平氏や姻戚関係にあった佐々木源氏・滋野氏一門という限定された武士層によって造営されていた可能性が高いことになろう。本資料を県宝に指定・保護することによって、関東式宝篋印塔の学習を通じて、県域を越えた佐々木源氏・千葉平氏や滋野氏一門など中世武士の歴史学習に寄与することができる格好の文化財である。

[寄進状を石刻した理由]

神仏や寺社に田在家を寄進する旨の寄進状は通常は紙に書かれ古文書として作成されるが、ときに木札に記されて本堂に掲げられた事例や、寺社の本堂の柱に印刻される事例があることが故田中稔氏によって指摘されてきた（「金石文としての寄進状の一資料」『中

世史料論考』吉川弘文館一九九三)。中には「本券においては焼き候」(文永二年三月二二日売寄進状)とあって意図的に焼失した場合もあった。中世では「仏陀地不可悔返」という大法があり、一旦仏に寄進した契約は変更できないもので、徳政令も適用されないという法意識があった(笠松宏至『法と言葉の中世史』平凡社 一九九三)。このため、寄進状を木や柱、または石に刻むことによって、神仏との契約は変更できないものという法意識を確認するためであったと考えられる。

本資料は、県内石造宝篋印塔として初期に造立された数少ない関東様式の典型例であるだけでなく、県内唯一の石に刻まれた寄進状の事例である。中世人の独特の法意識を物語るものとして、他にみるできない貴重な歴史史料ですぐれた歴史教育教材となろう。

7、指定理由及び根拠

(1) 指定基準

第1 長野県宝の指定基準の(6) 歴史資料

ア 政治、経済、社会、文化等の各分野において、歴史上重要な事象に関する遺品のうち、学術上重要なもの

(2) 指定理由

これまで石造五輪塔は、上田市舞田金王の五輪塔が昭和49年県宝指定。石造宝塔として佐久津金寺所蔵の承久・嘉禄銘のものが昭和49年県宝指定、石造宝篋印塔では、小県郡大門の応長元年南呂上旬(十月)銘の宝篋印塔(4-558)が、仏岩の石造宝篋印塔として昭和34年県宝指定となっている。また真田町実相院の宝篋印塔が完形として総高207センチで平成三年県宝に指定されているのみである。

石造宝篋印塔で在銘のものを年代順にみれば、最古のものが応長元年(一三一)の仏岩のもの。二番目に古いものが観応二年(一三五)二月五日「道善禪門逝去訖」との銘文をもった長野市小市称名寺の宝篋印塔である。三番目が貞治二年八月十五日の祈年銘のみの石造宝篋印塔が小県郡神科村洞源院にある(6-85)。それに次ぐ四番目のものが貞治四年の本資料である。ついで貞治五年の宝篋印塔が真田町実相院所蔵のものが県宝になっている。ついで六番目のものが貞治六年銘の同地蔵堂のものにつづき、諏訪富士見町鳶木区所蔵の応安五年十二月銘の宝篋印塔(6-455)が七番目となる。

これらのうち、最古のものと五番目のものが県宝指定になっている。したがって、本資料は、石造宝篋印塔としてみた場合、県内では四番目に古い仏塔であり、関東式宝篋印塔の典型例の初期のものひとつといえる。これが第一の指定理由である。

石造文化財としてみたとき、本資料は笠(屋蓋)と基礎と基壇部分がそれぞれ別石二段方式の技法でつくられ、しかも焼石(安山岩)の鼠色と茶褐色の石材を交互に配置している。これは、本資料が仏塔としての荘厳性を意図的に高めている事例として全国の石造文化財研究者の注目するところになっている。これが本資料の第二の特徴である。

第三に、通常紙に書かれる寺院への所領の寄進状が石に刻まれて基壇の銘文となっている。石刻の寄進状は神仏との契約は変更できないという中世人の法意識を物語る貴重な文化財である。県内では類例がなく、全国では15例、東日本ではわずか3例のひとつである。これが第三の指定理由である。

銘文にみえる善福寺は、同時代の文献史料からみて海野荘禰津郷・田中郷の境に建立された「禰津田中郷善福寺」に該当する中世寺院と考えられ、浦野庄内村松郷の浦野氏と海野庄禰津田中郷の禰津・海野・臼田氏ら滋野氏一門としての交流をしめす貴重な歴史史料である。小県郡の川西地区と川東地区との政治・経済・文化の交流をものがたる仏教遺物である。しかも、本資料を県宝に指摘することによって、県内初期の石造五輪塔・石造板碑・石造多宝塔・石造宝篋印塔など石造文化財が小県郡・佐久郡に集中しており、県内における石造文化の発祥の地・先進地帯であったことを物語る学習資料となる。長野県の歴史はもとより小県地区の地域の歴史の学習資料や石造文化財としても価値の高い代表的なものである。これが第四の指定理由である。

以上から県宝として十分な価値がある。特別の保護策を探求していく必要がある。

8 調査日 平成 23 年 6 月 22 日

9 調査報告者 井原今朝男

10 参考文献

『青木村誌 民俗編文化財編』（一九九四）『青木村誌 歴史編上』（一九九四）

『展示図録 中世寺院の姿とくらし』国立歴史民俗博物館 二〇〇二

田岡香逸・福澤邦夫「信濃善光寺平所在の特異な宝篋印塔調査報告」『民俗文化』五一〇号
号外 二〇〇六)

福澤邦夫「廃善福寺彩石宝篋印塔・東昌寺浦野氏宝篋印塔群」（『史跡と美術』七七三、二〇〇七）

村松の宝篋印塔



西塔



東塔



位置図



長野県宝等候補物件調査票

- | | | | |
|--------------|-----------------|------|--|
| 1 種 別 | 建造物 | | |
| 2 名 称 | 園原家住宅主屋 | 1 棟 | |
| | 馬屋 | 1 棟 | |
| | 神殿（本殿上屋） | 1 棟 | |
| | 本殿 | 1 棟 | |
| 3 所在地 | 木曾郡南木曾町読書3456番地 | | |
| 4 所有者の住所及び名称 | 愛知県知多市日長台360番地 | 園原大進 | |
| 5 管理者の住所及び名称 | 同 上 | | |

6 現 状

(1) 沿 革

園原家住宅は、中山道三留野（みどの）宿から中山道をおよそ500m南に行った和合の集落にある。園原家は、三留野宿東山神社の神官を先代まで務めた家で屋号は「ほんや」あるいは「ねぎや」と称す。

敷地は、中山道が南側に向かって下り坂となる位置にあり、街道に沿って身の丈を越す豪壮な石垣（高さ2m以上）が築かれている。町屋のように街道に接する出入口はなく、中山道から鍵の手に石段を設けている。

住宅へ登る石段の傍らに大イチョウがあり、その下に「園原先生碑」と彫られた石碑が建っている。これは、享保三年（1718年）に東山神社の神職を継いだ神学者園原旧富（ふるとみ、1776年没 74歳）の記念碑として、天明元年（1781年）に尾張・美濃・信濃三国の門人が建てたものである。旧富は、神学を極めるため京都に赴き、吉田兼敬（神祇管領長）に師事し「神学則」を著わすまでになった。その後多くの著書を著わして、尾張・美濃・信濃に門人を多数擁する大学者となった人物である。

この石碑から北側に石段を上った正面に主屋、主屋手前西側に馬屋、山を背負う主屋東側に庭園、その奥に神殿と物置を配している。

なお、東山神社に残る棟札をみると、天和二年(1682)の棟札では神主は原久右衛門尉重次となっており園原を名乗らず、旧姓の原を名乗っている。以後、宝永二年(1705)は神主原与宗太夫、享保五年(1720)は祠官原与宗太夫氏次（積年七十五歳）、同嫡孫

弾之允藤原偏方（積年十八歳、註・園原旧富）、享保六年(1721)祠官藤原重旧（註・園原旧富）とあり、弘化二年(1845)神主園原大進（寛胤）とあり以降、園原姓を名乗っている。

(2) 構造形式

主屋

主屋は、間口6間半、奥行8間、切妻造、鉄板葺（もと板葺）、妻入のいわゆる本棟造の建物で、正面と背面に下屋を設けている。また、正面中央と背後に中二階を設けている。

間取りは、向かって左側の入り口を入った2間通りが土間で、この上手に6坪の居間、その奥に6畳間があり、これらの上手に、表からオクノマ・寝間・ザシキ・ジョウダンノマが設けられている。間口を3分割して奥行方向に居室を配した3列型の間取りで、中央に広い居間を設けている点は、本棟造りによくみられる間取りである。

注目されるのは、主要な柱が、当初材も、二次材も栗材を用いている点である。栗材を柱に多用する民家は、県内では江戸時代中期の建設と推定される民家にみられる特徴である。

また、差鴨居のホゾを柱より反対側に出して固定する鼻栓止めを室内に用いている点も古風である。

寸法は、1間を6尺とする江戸間（田舎間）ではなく、1間を6.2尺（1,878mm）とする中京間を用いて造られている。南木曾町には、中京間で造られた古民家がいくつかあるので、その一例である。

建築年代は後述するように、17世紀後期から18世紀前期の建築と推定されるが、18世紀中期に柱・梁の取り替えを含む大きな改造があり、当初の間取りに復元することは難しい。二次（18世紀中期）の間取りを痕跡から復元すると、当時の主屋は間口5間、奥行6間の建物で、正面に1間の下屋を設けていたようである。間取りは、現況と同じように、3列形式であるが、入り口が中央右寄りにあり、さらにその右側に式台玄関が設けられていた。土間は折れ曲がりに設けられ、中央にイロリのある居間（板の間）があり、その上手に10畳の座敷が2室、その奥に入側のような5畳のジョウダンノマが設けられている。

江戸時代中期に属する民家では、大妻籠にある藤原家住宅（県宝、17世紀後期の建築と推定されている）のように、広い土間があり広い板の間の周りに小部屋が設けられる間取りが一般的で、江戸時代中期末の改造の結果ではあるが、10畳の座敷が2室続く間取りは珍しい。幕末・明治期の養蚕農家によくみられるような間取りであるので、園原家の二次（江戸時代中期末）の間取りでは、この10畳間が2室続く間

取りが特徴といえる。おそらく、神官の家で行われる神事のあとの直会や世話人の接待に必要な空間であったのではないだろうか。この改造は旧富による改造で、吉田神道の儀礼作法が大きく繁栄されていると考えられる。

旧富の後の19世紀前期に、大きな改造があり、さらに幕末・明治前期には正面に向かって左側に1間増築し、座敷の改造をおこなって、現状に近い間取りとしている。正面の中二階もこのときに造られたと考えられる。

馬屋

主屋の手前に接続するマヤは、当初は、間口3間、奥行1間半、切妻造、棧瓦葺の建物で、入り口側の土間より3尺以上掘り下げられている。馬屋を主屋と別構造にして、また、床を掘り下げる形式は、南木曾町の古民家にみられる特徴である。旧開田村の山下家住宅（県宝）ほど低くはないが、使い方としては、冬場に敷き藁を徐々に堆積させて木曾馬に踏ませ、春先に堆肥として運び出すという工夫である。

現在の建物は、幕末の再建と推定されるが、規模や位置は、それ以前の規模・形式を踏襲して再建されたと考えられる。

神殿・本殿

神殿は主屋の斜め後方の一段高い位置にあり、神殿の手前にある灯籠には元文四年(1739)の銘がある。また、慶安元年(1648)の銘のある幣串が伝えられている。神殿は本殿の上屋・拝殿を兼ねている。神殿は間口3間、奥行4間、切妻造、棧瓦葺の建物で、正面に下屋をつけている。内部は板敷きで、奥行きの後半の床を一段高くして、弁柄塗りの明神鳥居を立て、奥に本殿を安置する。天井は竿縁天井とする。

本殿は、間口1.1mの規模の切妻造、妻入、こけら葺の建物で、霊神をまつ。本殿内部には享保十年(1725)銘の神鏡が収められている。屋根のこけら葺の葺厚は薄く、当初から神殿(上屋)のなかにあったと考えられる。ただし、柱に若干の風蝕があるので、当初の上屋は壁のない吹放ちの建物であったとみられる。

本殿の軸部は、八角形の柱を立て、縁長押、内法長押を打ち、柱上に舟肘木を置く。正面の妻飾は豕扱首とする。軒は二軒繁垂木で、飛檐垂木にはわずかに反りをつける。材は扉が栗材である以外は柱はじめほとんど桧材を用いている。

なお、主屋の手前にある天神社の社殿は、一間社見世棚造の小さい社で、近世の部材を用いて明治期に再建された建築と推定される。

(3) 建築年代

園原家住宅主屋の建築年代を示す資料はないが、栗材を柱に多用している点、鼻栓止めを室内に用いている点、復元すると板壁が多く閉鎖的である点などから17世紀後期から18世紀前期の建築と推定される。したがって、旧富の父親の時代に建築さ

れ、旧富による大きな改造があった建築といえる。その後、19世紀前期頃、幕末・明治期に改造されている。

現在の馬屋は、幕末の再建と推定されるが、規模や位置は、それ以前の規模・形式を踏襲して再建されたと考えられる。

神殿は、小屋裏に天保十四年(1843)の棟札があり、このときに再建されたとみられる。ただし、軸部材には古材がみられるので、前身の建物の部材を再利用して再建したと考えられる。

本殿の建築年代を示す資料はないが、組物や懸魚などの様式からみて元禄期(1688～1703)頃の建築と考えられる。園原家三世久右衛門か四世与惣太夫(文政五年「由緒書」による)の代の建築ということになる。

7 指定理由及び根拠

(1) 指定基準

長野県宝の指定基準(7) 建造物

(ウ)歴史上重要なもの、(オ)流派的又は地域的特色において顕著なもの

(2) 指定理由

園原家住宅は、県内に残る神官の住宅として建築年代が古いだけでなく、江戸時代中期の古い本殿を持っている点で、全国的にも貴重な遺構である。

馬屋を含めた主屋は、木曾郡内における民家の形式をよく伝えている一方で、神殿を設けた建物配置などは神官の住居であることを明確に示している。

主屋・神殿については、神学者旧富と密接な関係にあり、また、その後の主屋ほかの改築の時期と中央の神道の改革期とが連動している可能性が高く、神道の地方史を知る上で貴重である。

このため、園原家住宅は、長野県における江戸時代中期の神官屋敷を知る上で貴重な遺構であると同時に、神道の歴史・民俗を知る上でも貴重な存在と認められる。

8 調査者氏名 後藤 治、吉澤 政己

9 調査表作成年月日 平成24年7月30日(平成24年6月28日現地調査)

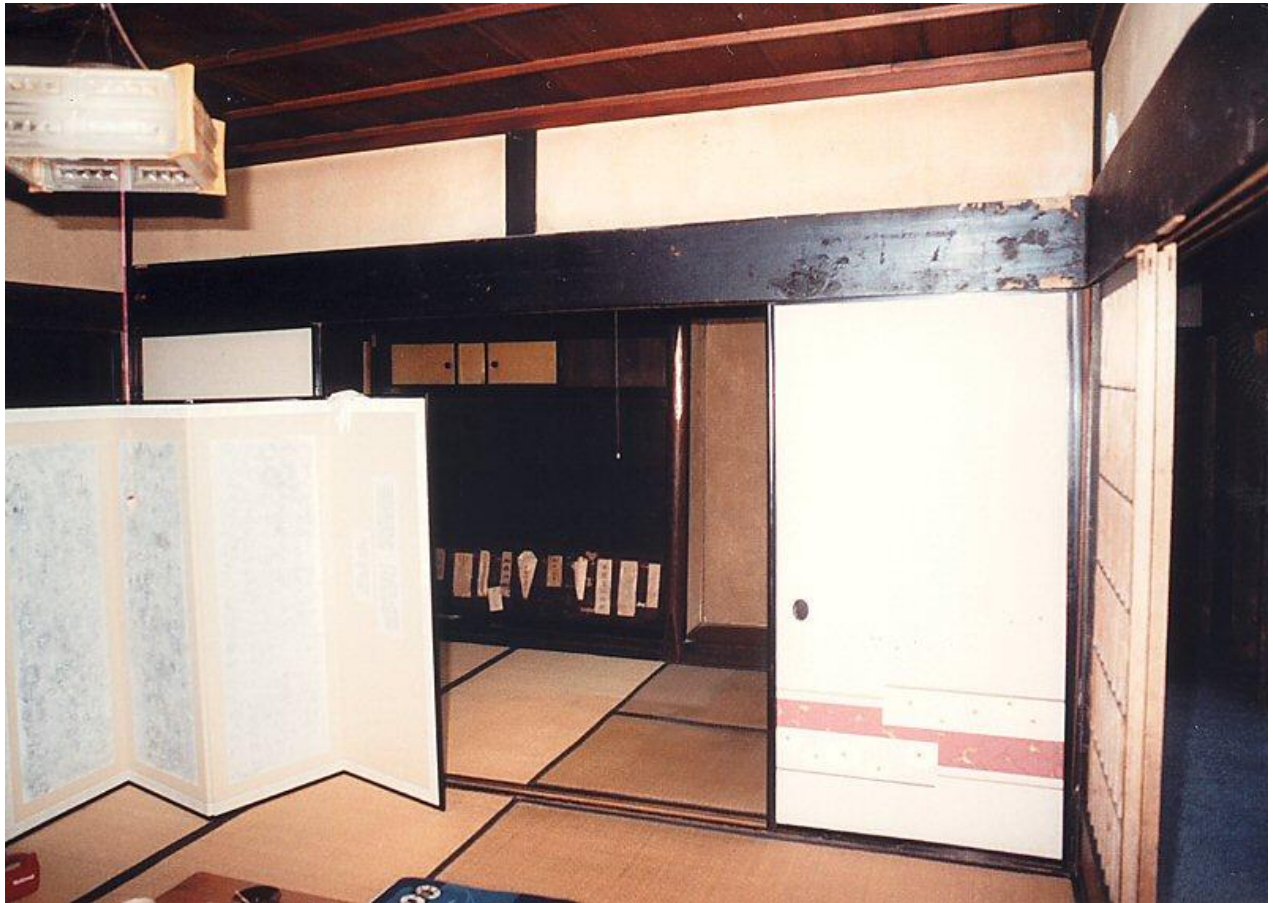
そのはら け
園原家住宅 (木曾郡南木曾町)



敷地入口 (「園原先生碑」右石垣の上、手前は中山道)



主屋正面



主屋内部 (ざしき・じょうだんのま)



主屋内部(土間・居間)



本殿



神殿外観

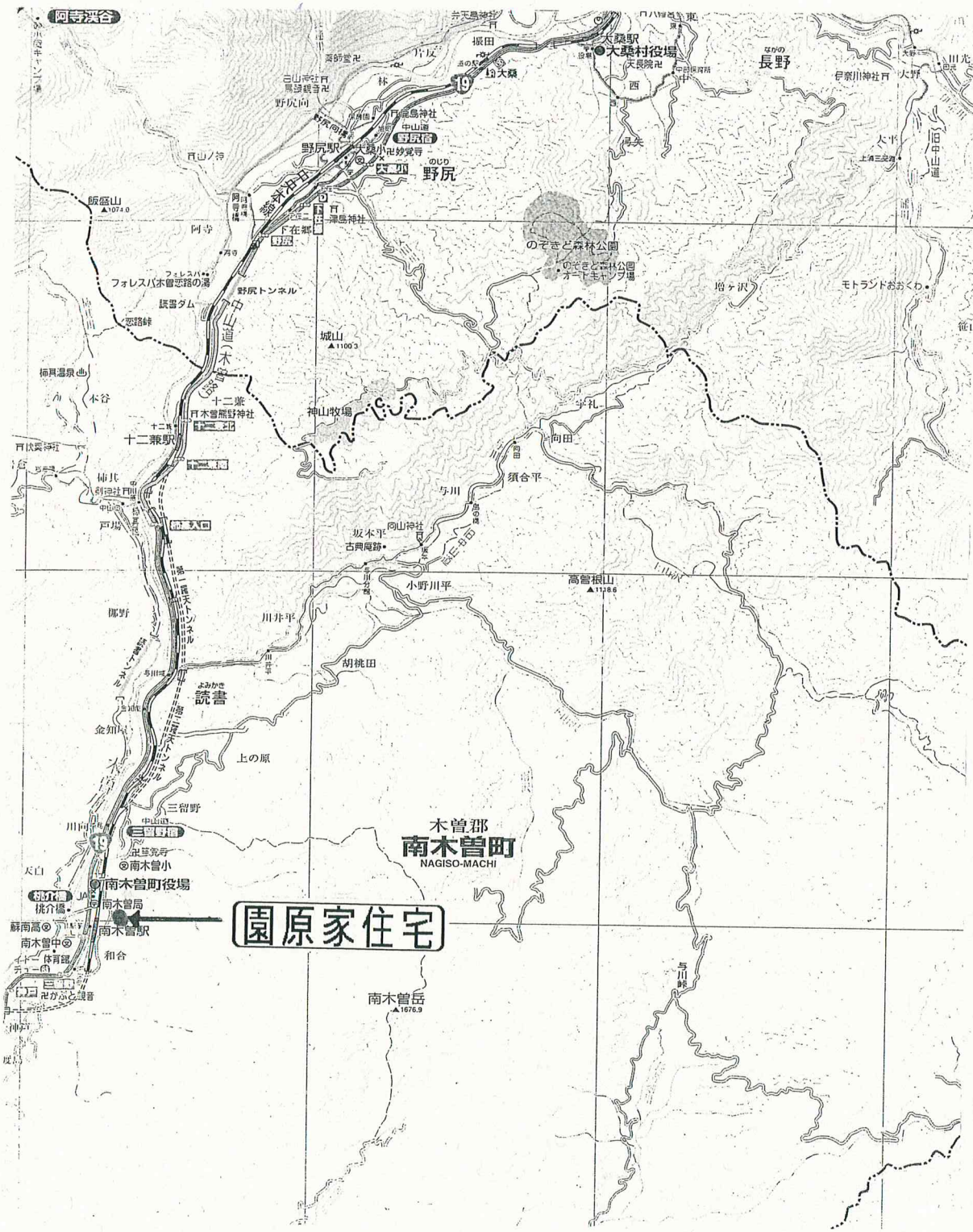


神殿内部



馬屋外観

位置図



園原家住宅

木曾郡
南木曾町
NAGISO-MACHI

南木曾岳
▲1676.9